

## 物品売買等に係る契約における競争入札参加者等の選考基準

(趣旨)

第1条 この選考基準は、本公社の物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る業務を除く。以下同じ。)の提供(以下「物品売買等」という。)に係る契約における指名競争入札に参加する者及び随意契約の相手方(以下「入札参加者等」という。)を適正かつ公正に選考するため、その具体的な取扱いについて定めるものとする。

(入札参加者等の選考)

第2条 指名競争入札に参加する者の選考は、広島市契約規則(昭和39年広島市規則第28号)第3条第3項の規定により作成された名簿に登載されている者から行うものとする。なお、この名簿に登載されていない者を選考する必要があるときは、理事長が別に選考することとする。

2 随意契約をする場合の業者選定に当たり、指名停止措置を受けている者に係る取扱いについては、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第10条及び広島市競争入札参加資格者指名停止措置運用基準第3の規定を準用し、この場合において、規定中「市長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

(選考基準)

第3条 入札参加者等の選考にあつては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (2) 契約履行の実績
- (3) 手持ち契約の状況
- (4) 地理的状況
- (5) 技術者の状況
- (6) 技術的適合性

2 指名競争入札の参加者の選定数は、次のとおりとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

予 定 価 格		選定する業者数
1千万円未満		6名以上
1千万円以上	2千万円未満	8名以上
2千万円以上		10名以上

附 則

この選考基準は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この選考基準は、平成20年4月30日から施行する。